

発達障害のある方への接遇研修 開催要項

1 趣旨

障害者差別解消法は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定されました。また、平成28年に改正された発達障害者支援法の目的にも、共生社会の実現に資することが規定され、発達障害の理解促進のための様々な取組みが行われています。

しかしながら、発達障害は外見からは障害の有無がわからないことが多く、行政窓口等様々な場面において、必要な配慮が受けられず、当事者本人へ必要な情報が十分に伝わらないなどの現状があります。

今回の研修では、発達障害のある方の困難さの背景となる特性を理解し、合理的配慮の観点から接遇について考える機会として開催します。

2 主催

宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」

3 日時

令和7年8月26日（火） 14時00分～16時00分

4 会場

オンライン会議システム Zoom ※受講者1名につき1台の端末をご用意ください。

5 内容

(1) 講義「発達障害の特徴と対応」

講師：宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」 心理相談員 松崎 泰 氏

(2) 演習「発達障害のある方への対応の工夫」

6 対象及び定員

下記のいずれかに該当する方、50名程度（先着順）

①県内の官公庁や公共施設等の職員

②県内（仙台市を除く）において、発達障害児者の支援に携わる方（支援経験おおむね1年未満）

7 参加費

無料

8 申込方法

下記の申込みフォームより、8月18日(月)正午までにお申込みください。

<https://forms.gle/QaH3EwmskVfvX6Ma7>

お申込み後、3日以内(祝日を除く)に連絡がない場合は、受講決定となります。

9 問合わせ

宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」

仙台市泉区南中山5丁目2-1

電話:022-376-5306

e-mail:m-ekubo@abelia.ocn.ne.jp